

明治三十三年勅令

外包硬固ナル彈丸ニシテ其ノ外包中心ノ全部ヲ蓋包セス若ハ其ノ外包ニ截刻ヲ施シタルモノノ如キ人体内ニ入テ容易ニ開展シ又ハ扁平ト為ルヘキ彈丸ノ使用ヲ各自ニ禁止スル宣言書
宣言書

下ニ記名スル海牙万国平和會議ニ賛同シタル諸國ノ全權委員ハ之カ為各本国政府ノ委任ヲ受ケ千八百六十八年十一月二十九日ノ十二月十一日ノ聖彼得堡宣言書ニ掲ケタル趣旨ヲ体シテ左ノ宣言ヲ為セリ

締盟國ハ外包硬固ナル彈丸ニシテ其ノ外包中心ノ全部ヲ蓋包セス若ハ其ノ外包ニ截刻ヲ施シタルモノノ如キ人体内ニ入テ容易ニ開展シ又ハ扁平ト為ルヘキ彈丸ノ使用ヲ各自ニ禁止ス
締盟國中ノ二國又ハ數國ノ間ニ戰ヲ開キタル場合ニ限り締盟國ハ本宣言ヲ遵守スルノ義務アルモノトス
前項ノ義務ハ締盟國間ノ戰鬪ニ於テ一ノ非締盟國力交戦國ノ一方ニ加ハリタル時ヨリ消滅スルモノトス
本宣言ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ保管スヘシ
各批准書ニ付一通ノ保管証書ヲ作り其ノ認証謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ各締盟國ニ交付スヘシ

非記名國ハ本宣言ニ加盟スルコトヲ得ヘシ其ノ加盟ヲ締盟國ニ通知スルニハ書面ヲ以テ和蘭國政府ニ通告シ同國政府ヨリ更ニ之ヲ爾余ノ締盟國ニ通知スヘシ
若締盟國中ノ一國ニ於テ本宣言ヲ廢棄スルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ和蘭國政府ニ通告シタル後一箇年ヲ經過スルニ非サレハ廢棄ノ効力ヲ生スルコトナシ右通告ハ和蘭國政府ヨリ直ニ爾余ノ締盟國ニ通知ス

右廢棄ノ効力ハ之ヲ通告シタル國ノミニ止ルモノトス

右証拠トシテ各全權委員ハ本宣言ニ記名調印スルモノナリ
千八百九十九年七月二十九日海牙ニ於テ本書一通ヲ作り之ヲ和蘭國政府ノ記録ニ保管シ其ノ認証謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ締盟國ニ交付スルモノナリ

獨逸國	ミュンステル印
奧地利洪牙利國	ヴェルセルスハインプ印 オコリクサニー印
白耳義國	ア、ベルネルト印 伯爵ド、グレル、ロジエー印 ジュヴァリエー、デカン印
清國	楊儒印
丁抹國	エフ、ビル印
西班牙國	公爵デ、テツアン印 ドブルヴェ、エル、デ、ヴィーリヤ、ウルーチャ印 アルツロー、デ、バゲール印
墨西哥合衆國	ド、ミエー印 セニール印
仏蘭西共和國	レオン、ブルジョア印 ジェー、ビウール印 デツールネル、ド、コンスタン印
希臘國	ニー、デアアンニ印
伊太利國	ニーグラ印 ア、ツアンニーニ印 ボンピーリー印
日本國	本野一郎印
盧森堡國	アイシエン印
「モンテネグロ」國	スタール印
和蘭國	ファン、カルネベーク印 デン、ペール、ポールチュゲール印 デー、エム、チエー、アッセル印 エー、エヌ、ラヒュセン印
波斯國	ミルザ、リザ、カン、(アルファ、ウッドウレー) 印

羅馬尼亞国	アル、ベルチマン印 ジャン、エヌ、パピニウ印
露西亜国	スタール印 ア、バシリー印
塞爾比亜国	ミヤトヴィツチ印
暹羅国	ピア、スリヤ、ヌヴァートル印 ヴィスツダ印
瑞典諾威国	ビルト印
瑞西国	ロート印
土耳其国	チュルカン印 ヌーリー印 アブヅラー印 メヘメッド印
勃爾牙利国	博土デ、スタンショッフ印 陸軍少佐ヘッサプチエッフ印
天佑ヲ保有シ万世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル日本国皇帝（御名）此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス 朕明治三十二年七月二十九日和蘭国海牙ニ於テ万国平和會議ニ贊同シタル帝国全權委員ト各国全權委員トノ間ニ協議決定シ記名調印シタル外包硬固ナル彈丸ニシテ其ノ外包中心ノ全部ヲ蓋包セス若ハ其ノ外包ニ截刻ヲ施シタルモノノ如キ人体内ニ入テ容易ニ開展シ又ハ扁平ト為ルヘキ彈丸ノ使用ヲ各自ニ禁止スル宣言ヲ親シク閲覽点検シタルニ善ク朕力意ニ適シ間然スル所ナキヲ以テ右宣言ヲ嘉納批准ス 神武天皇即位紀元二千五百六十年明治三十三年九月三日東京宮城ニ於テ親ヲ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム 御名国璽 外務大臣 子爵青木周藏印	